

別添

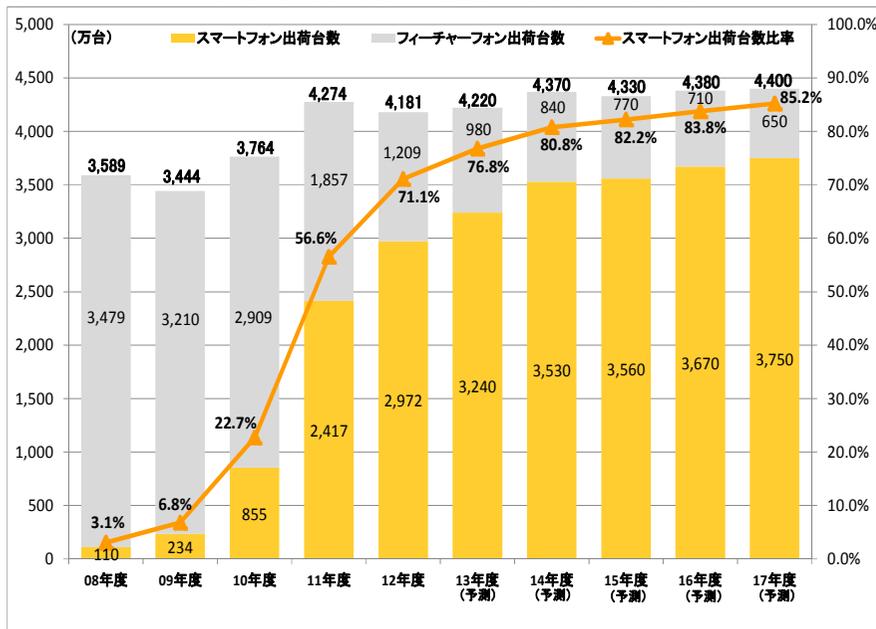
青少年安心ネット利用環境づくり に向けた取組に関する参考資料

近年のインターネットをめぐる状況の変化

急速に普及するスマートフォン

(1) 携帯電話出荷台数のうち、スマートフォンの占める比率が急速に上昇を続け、2013年度には80%近くまで達するとの見通しもある。

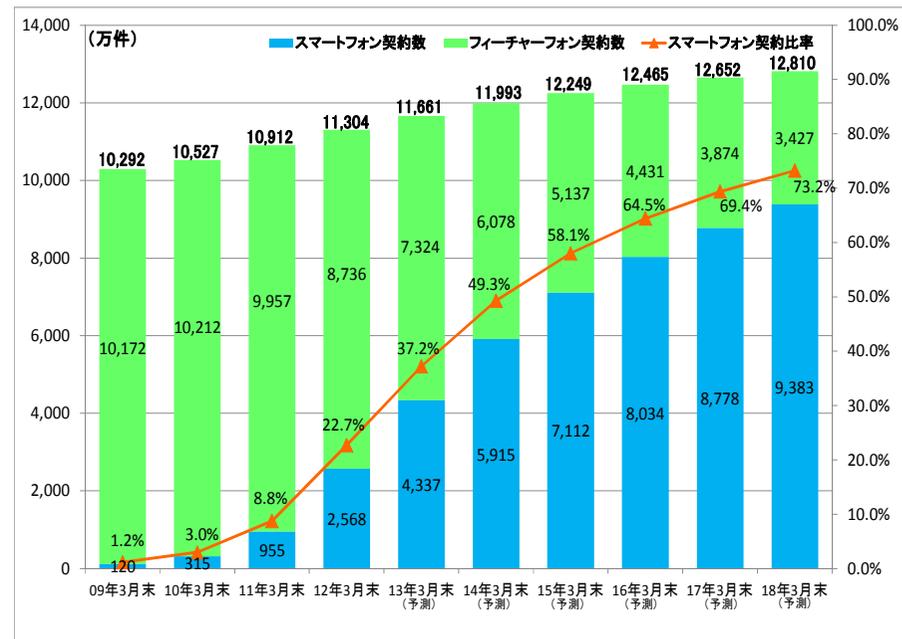
【スマートフォン国内出荷台数の推移・予測(全国)】



※ 株式会社MM総研調べ(13年度以降は予測値)「2012年度通期国内携帯電話端末出荷概況」(2013年5月9日)。いずれも国内メーカー製品・海外メーカー製品を含む。PHS・タブレット端末・データ通信カード・通信モジュールは含まない。

(2) スマートフォンの契約数も増加しており、2013年度末の携帯電話契約数に占めるスマートフォン契約数の割合は 5割程度になると予想される。

【携帯電話契約数とスマートフォン契約数の推移・予測(全国)】



※ 株式会社MM総研調べ(M&D Report(2013年5月号))(13年3月末は予測値。PHS・タブレット端末・データ通信カード・通信モジュールは含まない。)

(3) スマートフォンの世帯保有率
(総務省通信利用動向調査)

- ・2012年末 49.5%
- ・2011年末 29.3%
- ・2010年末 9.7%

(4) 携帯電話契約数に占める
スマートフォン契約数の割合

- ・米国 50% (2012年5月)
- ・韓国 48% (2012年2月)
- ・英国 51% (2012年第一四半期)

(5) 青少年の所有する携帯電話に占める
スマートフォンの割合

- (内閣府調査 2012年11月)
- ・高校生 55.9%
 - ・中学生 25.3%
 - ・小学生 7.6%

e-ネット安心講座とは

子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするための「e-ネット安心講座」を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。企業・団体は、無償で職員を講師に派遣する等、CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 活動として参画。この活動を「e-ネットキャラバン」と呼称。

- ◆対象者 : 児童生徒、保護者、教職員
- ◆実施主体 : 一般財団法人マルチメディア振興センター (FMMC)
- ◆協力団体 : 通信事業者等 (221社)、一般社団法人等 (12団体)、政府・自治体 (2省・20団体)、その他 (36団体)
- ◆講師 : 認定講師 1,697名
- ◆講座内容 : ケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺など、子どもに迫るネット危機の実態を正しく知り、その予防と対策法を学ぶ。
- ◆開始年度 : 平成18年4月から実施。
- ◆実績 : 6,611件



(平成25年5月31日現在)



● 総務省のwebサイト:
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/e-netcaravan.html

● e-ネットキャラバンの公式webサイト:
<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

[※令和元年9月5日、リンク先が変更となったため修正]

ネット社会の7つのトラブル

便利で快適なインターネット。しかし、その反面で、ネット社会には様々なトラブルの可能性が潜んでいます。

メールや書き込みでの誹謗中傷やいじめ

メールや掲示板での匿名の書き込みで、誹謗中傷にあたり、ネットいじめとよばれる集団での言葉の暴力を受けたり仲間はずれにされたりする危険性があります。特に、被害者の個人名をあげたネットいじめが過激化して不登校や転校を余儀なくされた子どももいます。

誹謗中傷 ネットいじめ



ウィルスの侵入や個人情報の流出

パソコンにしっかりとセキュリティ対策をしていないと、ウイルスが侵入してきてパソコンの動作にトラブルを起こしたり、自分のパソコンから個人情報が盗まれたりすることがあります。また、ネットワークを介して勝手に人のパソコンを覗き込んでファイルを見られることもあります。

ウィルスの侵入 個人情報流出 ネットを介したパソコン侵入



インターネットショッピングをめぐるトラブル

インターネットでのオークションやショッピングでは、品物が届かなかったり、粗悪品が届いたり、料金が振り込まれなかったり、過大なクレームがあったりと様々なトラブルが起きています。

オークションでのトラブル ショッピングでのトラブル



著作権法等の違反

著作権を持つ人に無断で音楽や映像などをネット上に公開することは、著作権侵害(違法)となる場合があります。また、2010年1月からは違法にネット上に公開された音楽や映像を違法と知りながらダウンロードすることは、私的に使用する目的であっても違法となります。また、他人の顔写真などを無断で公開すると肖像権(プライバシー権)の侵害になる場合があります。

著作権の侵害 肖像権の侵害 損害賠償



誘い出しによる性的被害や暴力行為

掲示板やチャットでの会話は楽しいものです。しかし、好奇心から実際に会ってしまうと、性的被害や暴行、恐喝等の被害を受けてしまうことになりかねません。

性的被害 暴力行為 恐喝



ネット依存による健康被害

メールやホームページ検索、ゲーム等のやりすぎでネット依存になる可能性が高まります。睡眠不足や視力の低下といった健康への悪影響だけでなく、集中力の低下も懸念されます。

睡眠不足 集中力低下 視力低下



犯行予告等

インターネット上で殺害や爆破等を予告することによって、住民避難や商店の経済的損失等が生じます。犯罪となった場合、予告した個人は必ず特定されます。

犯行予告 殺害予告



ネット社会の7つの常識

1 自分のことはまず自分で守る

インターネットを使うときには、自分の安全は自分で守るという自己責任の意識をもち、ネット犯罪やトラブルにあわないように、しっかりとした安全対策を実践することが大切です。



2 情報発信の際には法律とマナーを守る

インターネットは多くの人が共同利用している公共の空間です。自分勝手な使い方をすれば他人に迷惑をかけるだけでなく、いろいろなネット犯罪を自ら犯しかねません。法律とマナーをしっかり守って快適にそして安全に使いましょう。



3 ネット上の個人の行動は特定される

インターネット上では、パソコンを使っても携帯電話を使っても、必ず利用者は特定されます。ネットいじめ、犯行予告、ネット詐欺、性犯罪のための誘い出しでも必ず見つかります。また、携帯電話をいつどこで利用したのかについても追跡できるのです。



4 怪しいサイトや見知らぬ人に近づかない

インターネットの向こうには、必ず人がいます。しかし、いつも顔が見えてその人の正体が明確になっているとは限りません。その意味でネットは人との出会いを広げてくれる反面、直接会おうことの危険性も増大します。また、危険なサイトには近づかないことが大切です。



インターネットの世界は、免許証がなくても誰でも気軽に活用できます。そのことが楽しみを広げている一方で、ネット犯罪にあう確率も高くなっています。ネット社会のメリットを最大限に、そしてデメリットを最小限にするために、この地球上で10億人以上が共同で利用しているインターネットの世界にある7つの常識をしっかり理解して実践しましょう。

5 群集心理にのらないで冷静な判断をする

プロフやブログ等を含むコミュニケーションサイトでは、ある特定の個人攻撃が集団の力を借りて果てなく激化することがあります。それは、ネットいじめという人権侵害であり、侮辱罪、名誉毀損罪、業務妨害罪に問われることにもなります。ネット上でのいじめを「はやしたてる行為」には乗らないようにしましょう。



6 セキュリティ対策は万全に

自分のパソコンや携帯電話がインターネットにつながるということは、お財布や日記の中身を公衆にさらすようなものです。また、ウイルスの攻撃を受けたり、外部から忍び込まれることにもなりかねません。ID・パスワードや住所、名前、メールアドレス等の個人情報もしっかり自己管理して流出を防ぎましょう。そのためには、セキュリティ対策ソフトウェアを活用するとよいでしょう。



7 ネット上のトラブル解決には協力体制で

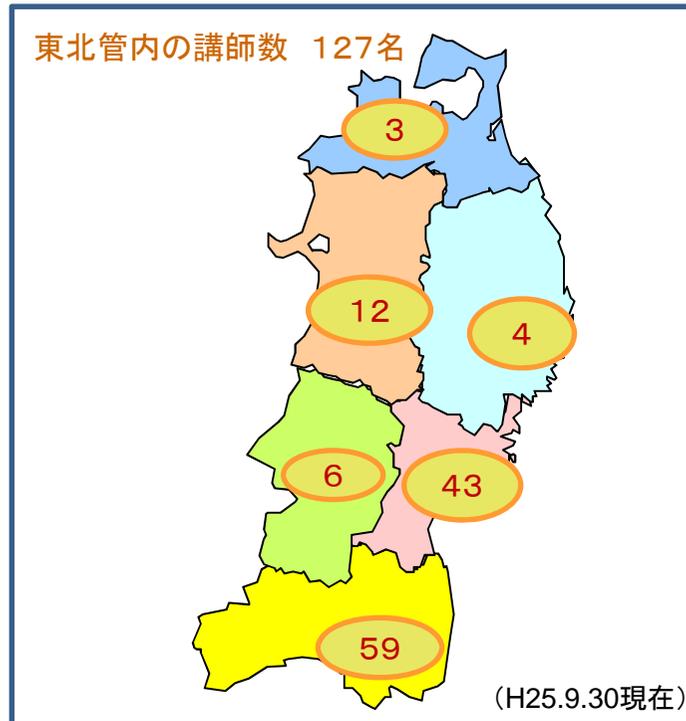
①～⑥を守ってもトラブルにあう可能性は誰にでもあります。ネット上でのトラブルや犯罪の解決には、一人で悩まずに、まずは保護者や教職員など身近な大人に相談することが重要です。また、市役所、消費者センター、警察の相談窓口等、多くの専門家のアドバイスや支援を依頼して、大人の間で協力体制を築いて取り組むことが大切です。



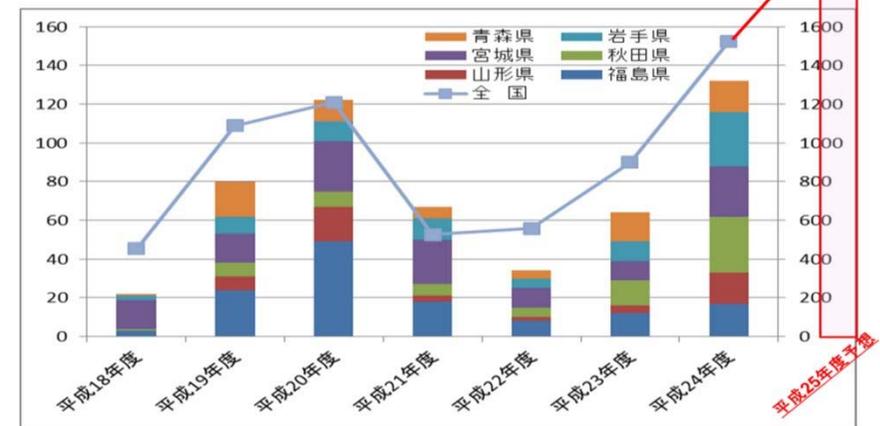
東北管内のe-ネット安心講座の講師数と講師依頼数

- e-ネット安心講座の講師は、通信事業者、総務省等の中から、講師認定講習会を受講し、講師として認定を受けた者としています。講座申込みがあれば、東北総合通信局で講師を依頼し、派遣しています。
- e-ネット安心講座は、平成22年度以降、講座依頼数が伸びてきており、夏休みや冬休み前の開催が多い傾向にあります。

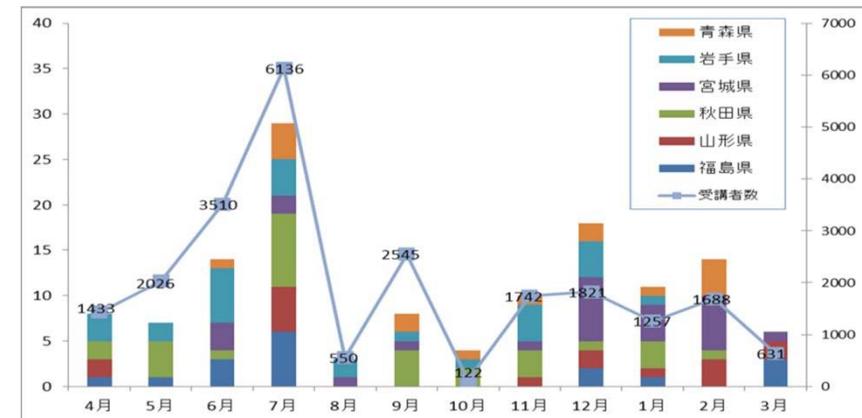
県別講師数



年度別 e-ネット安心講座開催状況



平成24年度月別e-ネット安心講座開催状況



平成25年度東北管内県別e-ネット安心講座開催状況

H25.9.30現在(予定を含む)

	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島
全体	12	16	21	22	12	16
うち総通局講師派遣	8	6	5	17	5	2

e-ネット安心講座の受講者の反応等

青少年の反応等

<受講前>

- ・青少年は、ものごころがついたころから携帯ゲーム機をはじめとするネット接続機器を使いこなし、「デジタルネイティブ」とも呼ばれている。
- ・一方、ネットの安心・安全な利用の仕方や付き合い方については、家庭や学校で十分に教えてもらっていない。

<受講後>

- ・ネットの危険性を疑似体験することにより、安心・安全に利用する方法を気づいたといった感想文が寄せられている。

大人の反応等

<受講前>

- ・LINEの仕組みが不明など、学校等で起きているトラブル等をきっかけに、講座申込みする例が増えている。

<受講後>

- ・「デジタルネイティブ」である青少年に対する引け目があった親たちが、受講後は家庭内等でのルール作りの必要性や相手を思いやる気持ちを伝えることの重要性等について、気づきが得られた。

e-ネット安心講座実施模様

青少年向け



大人向け



活動内容

- (1) インターネットリテラシー向上のための普及啓発活動
- (2) 関係者間の情報共有及び情報発信
- (3) 安心ネットづくり促進協議会※との情報共有及びイベント等での連携
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

構成団体一覧(H25年10月24日現在・39団体) (県別・50音順、敬称略)

東北地域	
➢	株式会社ウィルコム
➢	株式会社NTTドコモ
➢	KDDI株式会社
➢	ソフトバンクモバイル株式会社

青森県	
➢	青森県インターネットプロバイダ防犯連絡協議会
➢	青森県教育庁学校教育課
➢	青森県高等学校PTA連合会
➢	青森県総合学校教育センター

秋田県	
➢	秋田県教育庁生涯学習課
➢	秋田県サイバー防犯連絡協議会
➢	秋田県総合教育センター
➢	秋田県PTA連合会

山形県	
➢	山形県インターネット防犯連絡協議会
➢	山形県教育センター
➢	山形県高等学校PTA連合会
➢	山形県PTA連合会
➢	山形県教育庁義務教育課
➢	山形県教育庁高等教育課

福島県	
➢	福島県企画調整部情報政策課
➢	福島県生活環境部青少年・男女共生課
➢	福島県PTA連合会
➢	福島県高等学校PTA連合会
➢	福島県ネットワークセキュリティ連絡協議会

岩手県	
➢	岩手県インターネット防犯連絡協議会
➢	岩手県環境生活部県民くらしの安全課
➢	岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課
➢	岩手県教育委員会事務局学校教育室
➢	岩手県PTA連合会

宮城県	
➢	仙台市教育局学校教育部教育相談課※
➢	仙台市市民局市民協働推進部市民生活課※
➢	仙台市PTA協議会※
➢	株式会社デンコードー※
➢	宮城県環境生活部共同参画社会推進課※
➢	宮城県教育庁義務教育課※
➢	宮城県教育庁高校教育課※
➢	宮城県警察本部生活安全部少年課※
➢	宮城県警察本部生活安全部生活環境課※
➢	宮城県ネットワーク防犯連絡協議会
➢	宮城県PTA連合会※

【事務局】総務省 東北総合通信局
情報通信部 電気通信事業課

※: 携帯電話フィルタリング100%普及促進会議構成員

東北6県内の地域団体と連携した取組

開催日.	開催地	名 称 (【 】は事務局)	東北総合通信局の対応
H25.5.20	山形市内	山形県警察本部少年指導委員定期研修会	施策等の説明
H25.5.21	山形市内	山形県警察学校 サイバー犯罪捜査専科	講演
H25.5.22	仙台市内	テレコムサービス協会 東北支部総会	施策等の説明
H25.5.28	岩手市内	岩手県インターネット防犯連絡協議会総会【岩手県警】	講演
H25.5.28	青森市内	青森県インターネットプロバイダ防犯協総会【青森県警】	施策等の説明
H25.6.14	山形県内	山形県教育庁情報担当教諭研修会	講演
H25.7.26	仙台市内	東北電気通信消費者支援連絡会【東北総通局】	事例研究等
H25.7.31	秋田市内	秋田県サイバー防犯連絡協議会総会【秋田県警】	講演
H25.8.1	福島市内	福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協総会【福島県警】	施策等の説明
H25.8.2	仙台市内	仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会【東北経産局】	施策等の説明
H25.8.9	福島県内	福島県高等学校教頭会講演	講演
H25.8.23	山形市内	山形県防犯連絡協議会総会【山形県警】	施策等の説明
H25.8.30	仙台市内	携帯電話のフィルタリング100%普及促進会議【宮城県警】	講演等
H25.9.18	岩手市内	岩手県消費生活センター研修会	講演
H25.10.8	仙台市内	宮城県ネットワーク防犯連絡協議会総会【宮城県警】	講演
H25.10.16	福島市内	福島県消費生活センター研修会	講演
H25.10.18	秋田市内	秋田県消費生活センター研修会	講演
H25.10.19	秋田市内	家庭教育フォーラム講演	講演
H25.11.10	仙台市内	仙台市PTAフェスティバル	行事での宣伝
H25.11.28	青森県内	青森県消費生活センター研修会	講演

- 青少年のインターネット利用の急速な広がり、ツイッター等での不適切な書き込み、ネットいじめ等に対する教員・保護者からの不安を解消するため、「e-ネット安心講座」の宣伝活動を強化。
- 青少年に加え、青少年に関わる教員、保護者等の皆様に「e-ネット安心講座」をはじめとする講座を受講していただくことが、青少年のネット利用の安心・安全な環境の実現に結びつく。
- 特に、青少年が学校の環境から離れる、冬休み等の長期休暇前の受講を呼び掛け。
- 各種講演会・研修会への講師派遣を希望される方は、次の講師派遣連絡先まで。

<講師派遣連絡先>

○e-ネット安心講座の申込み

<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/> にアクセスし、所定のフォーマットに記入

【※令和元年9月5日、リンク先が変更となったため修正】

○インターネット利用についての各種講演会・研修会への当局講師派遣の相談

東北総合通信局電気通信事業課 TEL 022-221-0627 (担当:安藤、高橋)

<e-ネット安心講座の申込みに当たっての留意事項>

- ・「e-ネット安心講座」は、個別のアプリ・サービスの仕組みや使い方について注意喚起するものではなく、インターネットを利用する中で自分自身が守らなければいけない部分や相手を思いやる気持ちなど、インターネットとの付き合い方について気づいてもらう講座です(汎用的な説明内容となっており、受講者は説明を聞くことにより、個別のアプリ・サービスのインターネット利用に関する注意点等を考えることが可能となります。)
- ・講座実施に当たっての講師への謝礼、交通費等は不要です。